

地方公共団体の基幹業務システムの 統一・標準化について

令和7年（2025年）11月18日
第44回 国と地方のシステムワーキング・グループ
デジタル庁提出資料

地方公共団体情報システムの標準化の概要

これまでの取組・現状

- 地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※)について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）が成立。

※ 2.0業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

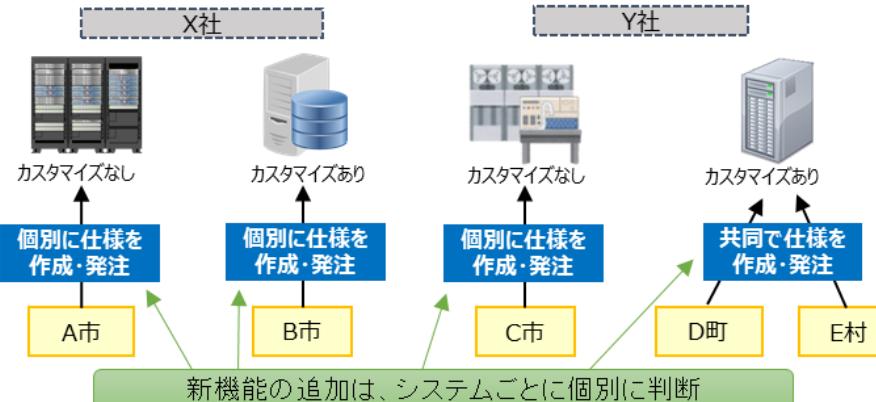
目標・成果イメージ

- 標準化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度（2025年度）※までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

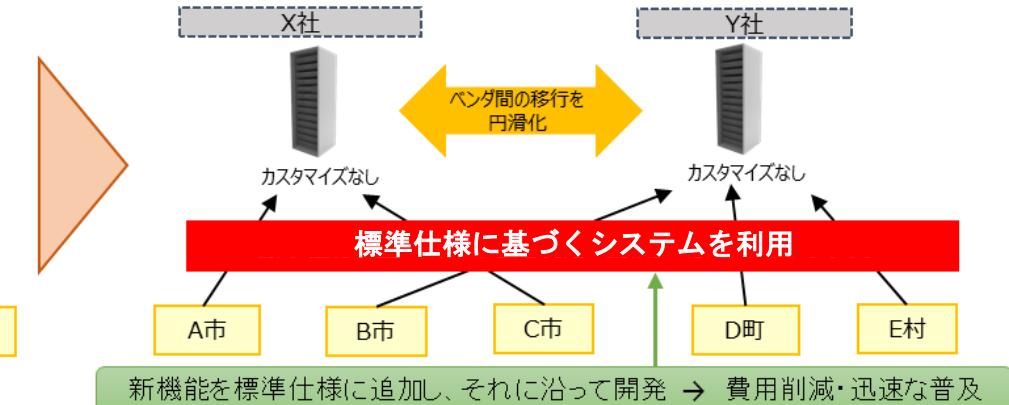
※ 標準化基本方針（閣議決定）において期限を設定

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】

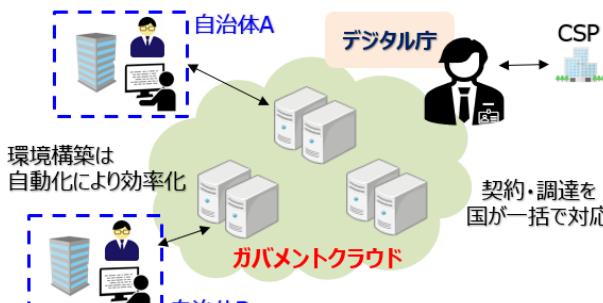


ガバメントクラウドへの移行の意義

- 少子高齢化社会が進み、急速な人口減社会に突入する中で、質の高い公共サービスを維持し、国民のニーズの多様化に柔軟に対応していくためには、**国・地方公共団体・独立行政法人等の公共情報システムが共同で利用するガバメントクラウドの推進が重要。**
- 地方公共団体の基幹業務システムの標準化・ガバメントクラウドへの移行は、**事務の効率化、自治体情報システム全体のセキュリティレベルの高度化、大規模災害対策の実現等**にも資する。

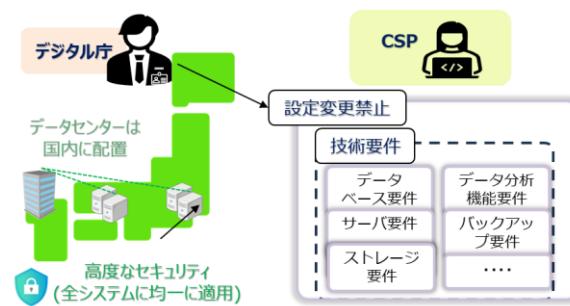
事務の効率化

- ガバメントクラウドを利用して標準化を進めることで、システム更改の都度発生していた調達・契約関連事務を国が一括で対応するため、地方公共団体の調達・契約事務の負担が軽減
- クラウドサービス事業者との交渉等は全てデジタル庁が行うため地方公共団体の負担が軽減



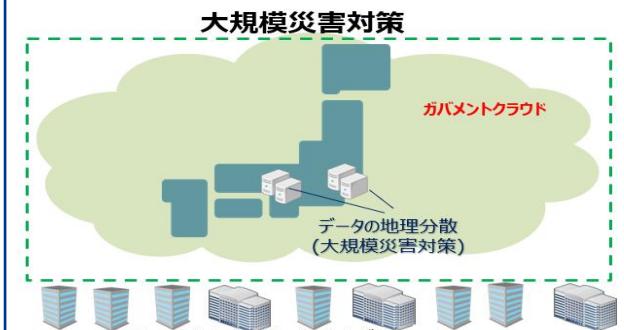
セキュリティレベルの高度化

- 海外のデータセンターの利用禁止や各種セキュリティ設定の制御など最高水準のセキュリティ対応をデジタル庁が一括して行うため、地方公共団体の情報システム全体のセキュリティレベルの向上を実現
- 地方公共団体ごとに行っていたセキュリティツール、データ分析ツールなどの調達や制御が不要



大規模災害対策の実現

- 日本国内に分散して設置されているクラウドサービス提供事業者の複数のデータセンターにシステムとデータを保管しているため、大規模災害発生時のシステム障害・停止やデータ紛失の可能性が低減し、業務継続性が大幅に向上



地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要（令和6年（2024年）12月改定）

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項を定めるもの。内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上で作成。

統一・標準化の意義及び目標

- 取組の意義：統一・標準化の取組により、地方公共団体の人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようになるとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指す。
- 主たる目標：①地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、②競争環境の確保、③システムの所有から利用へ、
④迅速で柔軟なシステムの構築、⑤標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行
- 移行期間：地方公共団体は、**基幹業務システムを令和7年度（2025年度）末までに移行することを目指す。**
※ **令和8年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）については、所要の移行完了の期限を設定するとともに、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう、国は積極的に支援する。**
- 情報システムの運用経費等：標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、
国は、継続的・横断的な分析等を行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

施策に関する基本的な方針

- 標準化対象事務の範囲
- 標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- 推進体制・意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- 共通標準化基準に関する基本的な事項
(データ要件・連携要件 等)
- 移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）
- 移行後の安定的な制度運営に向けた標準仕様書改定ルールの運用

その他推進に必要な事項

- 地方公共団体への財政支援（**デジタル基盤改革支援基金の設置年限について、5年延長を目途に検討**）
- 地方公共団体へのその他の支援
(ガバメントクラウド利用促進策、情報提供、進捗管理、デジタル人材に関する支援、都道府県の役割等)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度～
デジタル庁・制度所管省庁	標準仕様書の策定	制度改正等に対応した標準仕様書の改定 データ要件・連携要件に対する適合確認試験ツールの提供			標準化基準の施行 標準仕様書改定ルールの運用
地方自治体	移行計画策定等の移行準備	標準準拠システムへの移行 移行困難システムの把握・公表	標準準拠システムへの移行 特定移行支援システムの把握・公表	特定移行支援システムの移行完了に向けて積極的に支援	特定移行支援システムの移行

特定移行支援システムの該当見込み（概要）

(令和7年7月末時点)

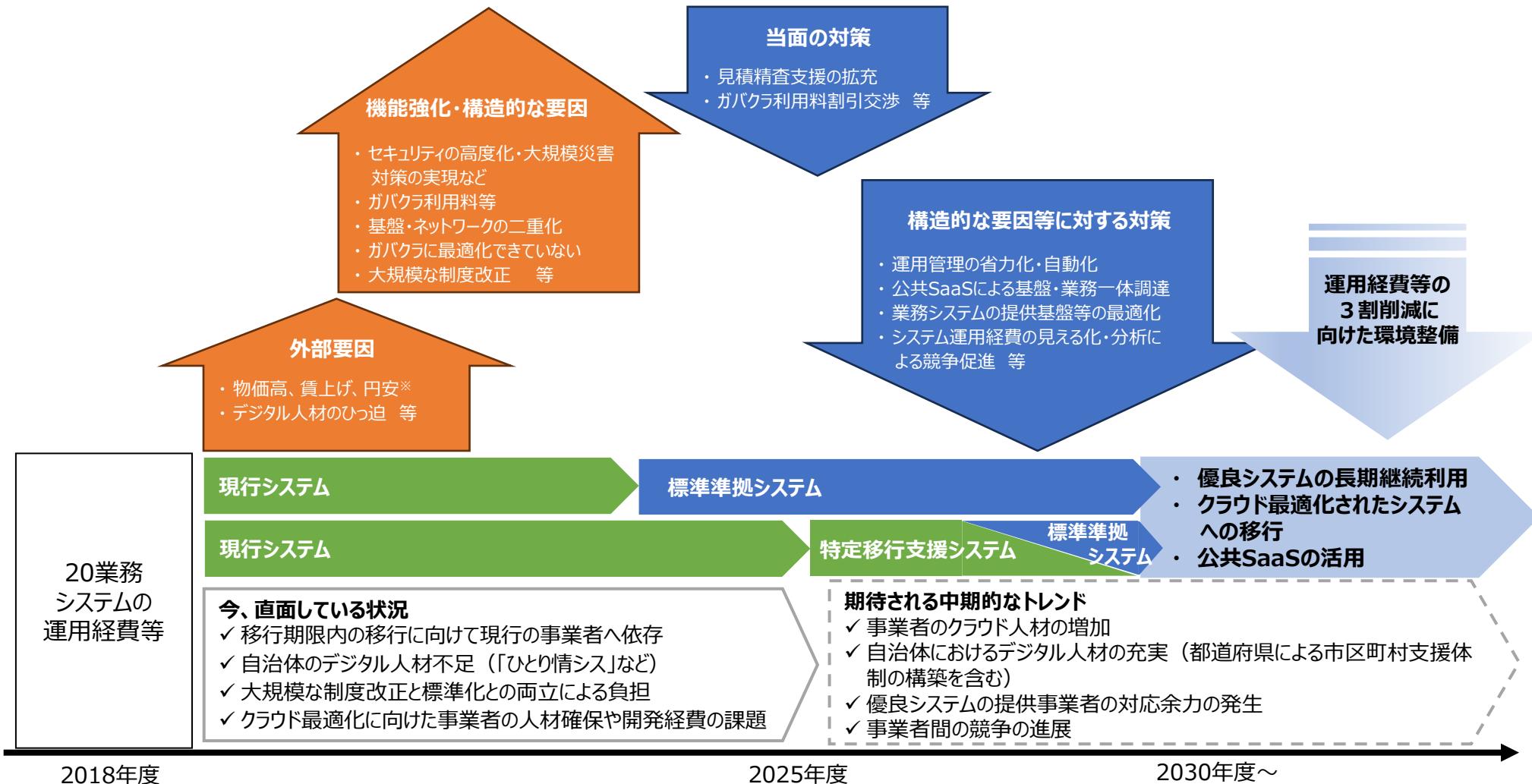
令和7年9月30日
デジタル庁公表

- 標準化の対象となる全34,592システムのうち、令和7年7月末時点で、3,770システム（10.9%）が特定移行支援システムに該当する見込み（令和7年6月27日公表時点から + 491システム）。
 - 特定移行支援システムを有する団体数は1,788団体のうち643団体（36.0%）。
- ※ 上記の他、報告されたが、現時点では特定移行支援システムに該当せず、判断を保留しているシステムが、23システム（7団体）ある。
- 主な増加要因は、事由4により移行計画の大幅な見直しを行った事業者の影響を受けた自治体が、順次、特定移行支援システムに該当する見込みとなったため。

分類		システム数	前回公表値*	【参考】左のシステムを有する団体数	前回公表値*
事由1	現行システムがメインフレームで運用されているもの	45	(45)	7	(7)
事由2	現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されているもの	196	(197)	31	(32)
事由3	現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システム調達の見込みが立たないもの	184	(188)	98	(99)
事由4	事業者のリソースひっ迫による開発又は移行作業等の遅延の影響を受けるもの等	3,345	(2,849)	595	(553)
合計		3,770システム (全34,592システムのうち10.9%)	(3,279)	643団体 (重複排除)	(607)

* 令和7年6月27日に公表した調査結果（令和7年4月末時点）

自治体情報システムの運用経費等の課題と見通し(イメージ)



<検討事項>

- 移行後のシステム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方の検討 等

※ 国内企業物価指数（2020年平均を100として、2024年～2025年は120～125）、1人平均賃金の改定率（2024年4.1%等）、為替（2018年110円前後から2025年は150円前後に）

総合的な対策に掲げた各対策

自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策
(令和7年6月13日デジタル行財政改革会議報告。同日デジタル庁決定) 抄

(1) 見積精査等の当面の対策

① 見積精査支援の拡充

- ・自治体での見積精査に限界があるという自治体の意見も踏まえて、見積精査支援について自治体に寄り添った支援を強化。
- ・具体的には、ガバクラ利用料だけでなく運用経費全体について、自治体からの相談に対応できるよう、デジタル庁内に見積精査支援を中心としたコスト最適化を支援する専門チームの立ち上げ等。

② 事業者に対して見積内容を丁寧に自治体に説明するよう要請

- ・「可能な限り精緻な見積書を提出すること」や「増加理由ができるだけ分かりやすく説明すること」を再度働きかけ。

③ 見積チェックリスト、アプローチガイドの拡充等

- ・令和7年度中にFinOps（クラウドコストを管理・最適化するための手法）のガイドを作成。

④ クラウド利用料の更なる各種割引等の交渉

- ・大口割引等の拡充等。

⑤ クラウド利用料の見える化・分析

- ・ダッシュボード化・分析を踏まえ、費用を抑制する仕様・要件案をガイド予定。

⑥ 先行事例の横展開

- ・コスト最適化ワークショップの開催等。

⑦ 制度改正等に伴う標準仕様書の改定ルールの徹底

- ・標準仕様書改定の予見可能性を高めるためのルール遵守を徹底等。

(3) 検討事項

① 移行後のシステム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方の検討

② これまでの達成状況や効果の検証を行いながら取組全般のバージョンアップ

※標準化法附則第2項に基づく、法施行5年後の見直し

(2) 構造的な要因等に対する対策

① システム運用管理の省力化・自動化の推進

- ・事業者の事業継続性や生産性向上の観点から、最新技術の活用等を含めたシステム利用の最適化の実現に向けたロードマップ及びガイドラインの作成、それらを踏まえたりソース管理の最適化への効果的な取組を支援。

② 公共SaaSによる基盤・業務一体調達の実現に向けた環境整備

- ・「ガバメントクラウドにおけるSaaS（公共SaaS）について」（令和7年4月公開）を踏まえ、ガバクラにおける開発環境の提供やSaaS提供に親和性のあるネットワークの実現等を通じ、取組を加速。

③ 業務システムの提供基盤等の最適化

- ・20業務と20業務以外の業務システムの提供環境について、運用管理・費用等を考慮した最適な基盤やネットワークの選択支援。

④ 機能要件及び非機能要件に係る対応

- ・非機能要件の標準について、検討会において必要な見直し。
- ・機能要件について、移行後の利用実態を調査するとともに、一部機能の経過措置に係る対応について、制度所管省庁において、令和9年度末までに標準仕様における取扱いを検討。

⑤ システム運用経費の見える化・分析による競争促進

- ・各事業者の「ソフトウェア借料」等の実績・コスト構造を把握し、比較できるよう自治体や事業者の協力を得て整理・見える化。

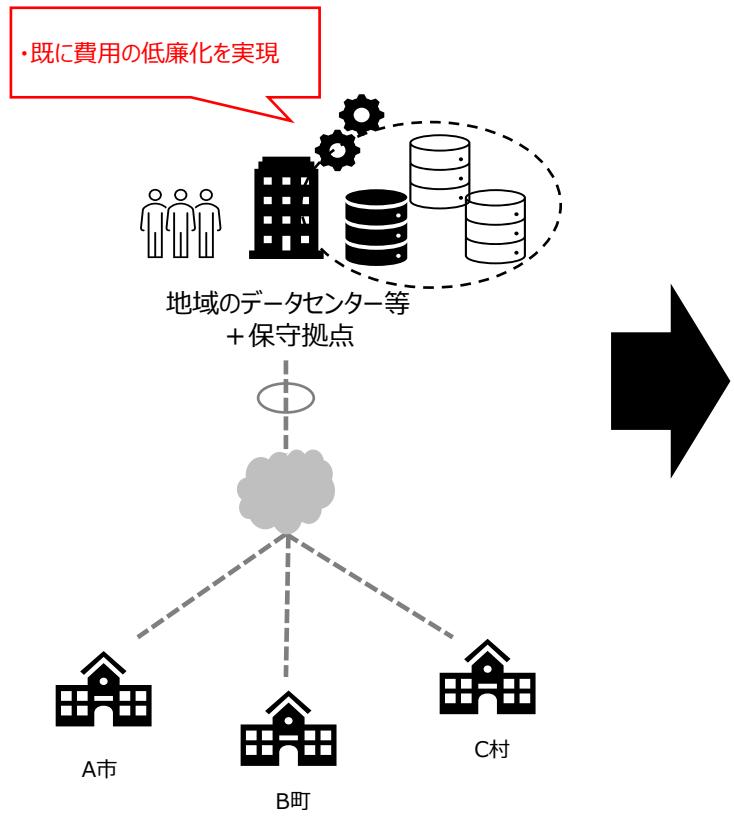
⑥ クラウド技術等に精通した人材の育成

- ・第四次産業革命スキル習得講座（Reスキル講座）や「専門実践教育訓練給付金」の支援制度の活用等。

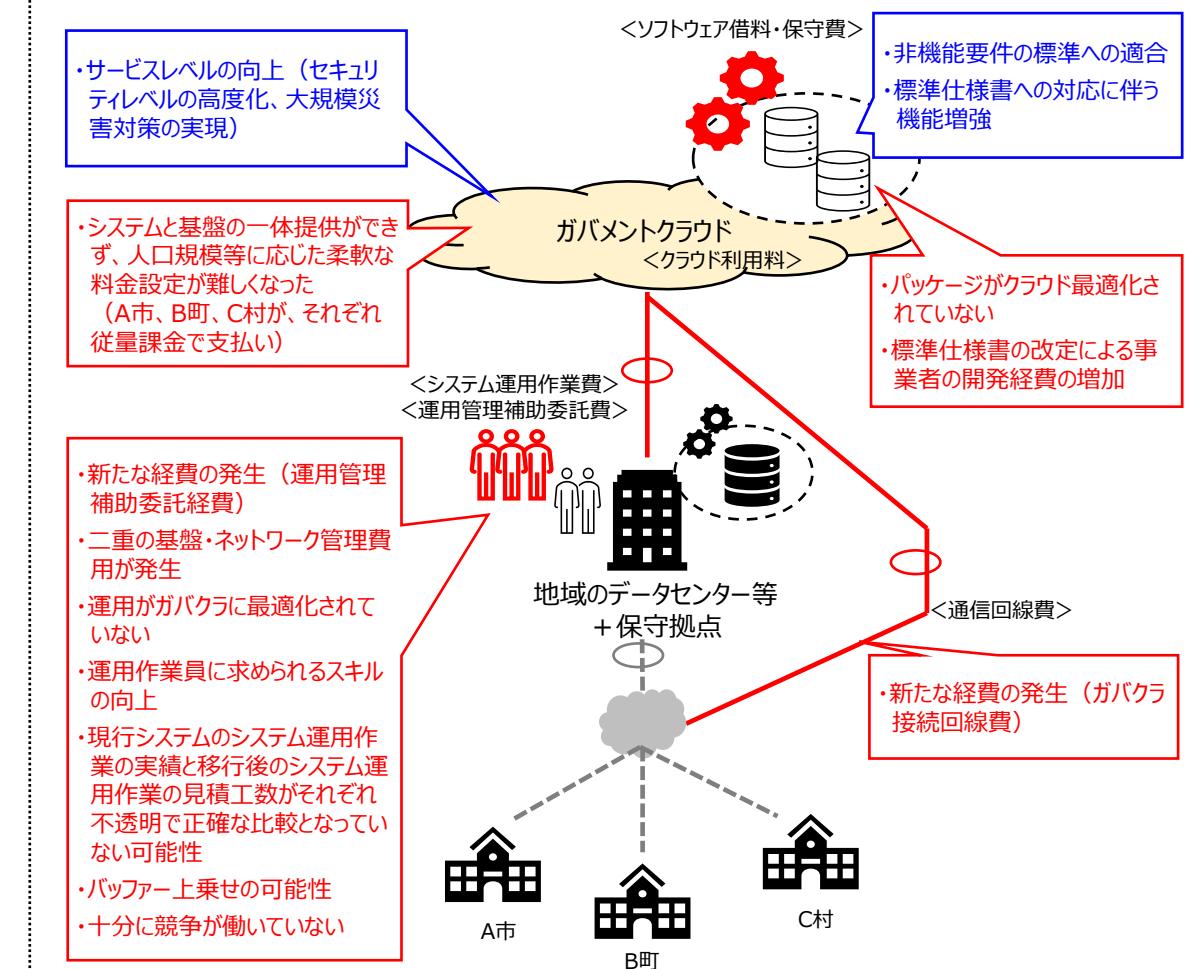
※ 各対策には、主な取組を記載

標準化・ガバクラ移行後の運用経費の増加要因（イメージ）

【現行（自治体クラウドの場合）】



【移行後の実態例（各種対策前）】



※ 赤文字：構造的な要因
青文字：機能強化要因
緑文字：外部要因

※ それぞれ、デジタル庁にて代表的構成例を基に抽象化した例図であるため、個々の団体や利用サービスに応じて差異があることに留意

Appendix

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の検討経緯

日付	概要
平成30年（2018年）7月	自治体戦略2040構想研究会第2次報告書（総務省）
令和元年（2019年）12月	新経済・財政再生計画改革工程表2019（経済財政諮問会議） デジタルガバメント実行計画（閣議決定） ※17業務を標準化の対象とする
令和2年（2020年）6月	第32次地方制度調査会 2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（総務省）
令和2年（2020年）9月	デジタル改革関係閣僚会議 ※コロナ禍でのデジタル化の課題に対して、大胆に規制改革を断行。デジタル庁を創設。 自治体システムの標準化を行う。次の通常国会に必要な法案を提出。
令和2年（2020年）12月	デジタルガバメント実行計画（閣議決定） ※ガバメントクラウドの活用について検討（統一・標準化）
令和3年（2021年）5月	デジタル改革関連法案成立 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律成立（同年9月施行）
令和4年（2022年）1月	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令等 公布・施行 ※20業務を標準化の対象とする
令和4年（2022年）10月	地方公共団体情報システム標準化基本方針 策定（閣議決定）
令和5年（2023年）9月	地方公共団体情報システム標準化基本方針 改定（閣議決定）
令和6年（2024年）12月	地方公共団体情報システム標準化基本方針 改定（閣議決定）
令和7年（2025年）6月	自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策の決定

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティクラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる